

事前評価調書

I 事業概要							
事業名	交通安全施設等整備事業（歩道設置）						
地区名	一般県道 坂上花沢線						
事業箇所	豊田市花沢町						
事業のあらまし	当該路線は、三河山間地域を南北に結ぶ幹線道路である。当該区間は幅員が狭く歩道も設置されていない。通学路に指定されているにもかかわらず、国道 301 号との交差部で交差形状も悪い ため、歩行者が危険な状態にさらされている。 このため、歩道を整備し、沿線住民の安全な歩行空間と通学路を確保するものである。						
事業目標	【達成（主要）目標】 歩道設置を行い、安全な歩行者空間の確保を図る。 【副次目標】（必要に応じて記載する）						
事業費	事業費		内訳				
	1.5 億円		□工事費 1.2 億円、□用補費 0.3 億円、□その他 0.1 億円				
事業期間	採択予定年度	平成 25 年度	着工予定年度	平成 25 年度	完成予定年度	平成 28 年度	
事業内容	歩道設置 L=140m						
II 評価							
①事業の必要性	1) 必要性	歩道が設置されていないため、歩行者の安全な通行空間が確保されていない。					
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 通学路にもかかわらず、歩道が整備されておらず、歩行者等の安全を確保するために歩道設置が必要である。				
②事業の実効性	1) 事業計画	事業計画及び実績					
			H25	H26	H27	H28	H29
	工種区分	調査・設計	←	→			
		用地補償			←	→	
		工事			←	→	
		事業費（億円）	1.5				
	※事業費について、今後 5 年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。						
	2) 地元の合意形成	地元からの整備要望の声が強く、地元合意形成は容易になされる。					
	判定	事業実施	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えます。				
III 対応方針							
	A	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべて A 判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。					

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後 年目） □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

事業実施前後の歩行者等の安全性の変化